愛知県避難所運営マニュアルの改定について

1 改定の背景

平成 28 年熊本地震の被災地における教訓を踏まえ、車中泊やテント泊避難者など避難所外避難者への支援対策について見直すとともに、国の最新の指針や県の被災者支援体等を反映させるため一部改定を行うもの。

2 主な改定内容

- (1) 避難所外避難者への対策(拡充)
 - 基本方針に、避難所は「地域の被災者への支援拠点」として、地域と連携しながら避難所外避難者に対しても支援ニーズの把握や食料や物資、情報の提供等を行う場所であることを明示し、避難所外避難者への支援の必要性について、改めて整理、強調し意識付ける

併せて、全ての避難所で避難所外避難者への十分な支援が困難な場合には、 一部の避難所が周辺避難所の区域もカバーした支援の拠点となる考え方も提示。

- 車中泊避難者に対する、エコノミー症候群や熱中症等の健康リスクについて の注意喚起
- 避難所外避難者も、避難所で支援を受けるために避難所の利用者として登録 し、食料、物資の受け取りの際に近隣で助け合うなど避難者の支援や避難所運 営に協力することを改めて強調
- (2) 国の最新の指針等の反映(追加)

ア 感染症患者への対応

○ 感染症患者が出た場合の個別スペース、専用トイレを確保

イ トイレの個数の目安や防犯上の留意事項

- 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、避難が長期化する場合には約20人当たり1基を目安に必要数を確保
- 女性用トイレの目安(女性用対男性用は3:1が目安)
- 防犯対策(施錠、防犯ブザーの設置)を実施

ウ 災害時のペット対策

- 災害時のペットの救護や飼養も飼い主の「自助」が基本
- 平常時からの飼い主によるペット用の避難用品や備蓄品確保の重要性

参考とした国の指針等

- 避難所における生活環境の確保の向けた取組指針(内閣府)
- 避難所運営ガイドライン(内閣府)
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン(内閣府)
- 人とペットの災害対策ガイドライン(環境省)

(3) 要配慮者支援や地域における事前の備え(拡充)

ア 要配慮者支援

- 災害時多言語支援センターへの支援要請の追加
- 様式集、資料集(避難所内の掲示物例)の一部を多言語化 (英語、ポルトガル語)
- 県の条例を踏まえた、障害のある人への合理的配慮の必要性の記載

イ 円滑な避難所運営のための地域における事前の備えに関する記載

- NPO など外部支援者等との連携を含めた平時からの運営体制の検討や人材 育成
- 地域での避難所運営ノウハウの継承

ウ 避難所運営上の留意事項や必要な配慮の例

- 炊き出しをする際の留意事項の追加
- 避難所の運営状況を確認するチェック様式の追加

(参考) 愛知県避難所運営マニュアル作成・改定の経緯

H10. 3	愛知県避難所運営マニュアルの策定
H17. 4	新潟県中越地震での教訓を踏まえ改定
	○事前対策の充実(災害時要援護者用スペースの確保など)
	○車やテントなどで過ごす屋外避難者の支援対策の追加
	○災害時要援護者対策の充実(プライバシーの確保、心のケアなど)
	○避難所運営委員会の追加
H18. 12	国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(H18.3 改定)を踏まえ改定
	(要援護者対策の充実)
	○避難支援プラン(個別計画)活用
	○要援護者用の窓口の設置
	○女性や子どものため、窓口に女性を配置することを追加
Н27. З	東日本大震災での教訓を踏まえ全面改定
	○災害時用の「マニュアル」と平常時用の「手引き」に分割
	○被災地支援に従事した県職員の意見を反映
	○法改定や国の指針を反映(要配慮者対策の充実、避難所外避難者対策等)
Н30. З	熊本地震での教訓等を踏まえ改定
	〇避難所外避難者対策の追加
	〇国の指針等を反映
	〇避難所運営や要配慮者支援に関する内容の充実等
	法改定や東日本大震災の教訓を踏まえ平成27年に全面改定をした内
	容を基本的に生かしながら追加・修正。